

甲府市立小学校（15校）ガス空調機保守点検業務委託仕様書

1. 業務名称 甲府市立小学校（15校）ガス空調機保守点検業務
2. 業務場所 甲府市立新紺屋小学校 他14校（別紙対象校一覧参照）
3. 委託期間 令和元年7月1日～令和4年6月30日
4. 業務内容
 - ・年1回、夏季に対象設備機器各部の点検・調整を行う。
 - ・学校にて機器の異常が認められた場合は、その都度現場へ赴き、不具合内容の確認調整等を行い、正常な状態へ回復させる。
 - ・対象設備機器の故障修理が必要な場合は、不具合内容の報告及び修理に要する費用の概算見積の提出を学事課へ行う。
 - ・故障修理に係る費用の負担についてはその都度協議する。なお、軽微なもの（ネジの交換、部品交換を要しない軽易な調整等）は委託料に含むものとする。
5. 点検対象機器 GHP設置一覧のとおり（機器は平成26年度導入）
6. 点検内容
 - ・ 室外機・室内機外観確認
 - ・ アンカーボルト点検
 - ・ 室外機空気熱交換器つまり点検
 - ・ 排ガスホース点検
 - ・ 排気ドレンホース点検
 - ・ 冷却水漏れ点検
 - ・ コンプレッサー冷媒漏れ点検
 - ・ 冷媒配管漏れ点検
 - ・ エンジンオイル漏れ点検
 - ・ エンジンかかり具合・異音点検
 - ・ 室外機熱交換器ルーム排水点検
 - ・ 室外機、室内機ファン点検
 - ・ 室外機運転時の異常音・振動点検
 - ・ 室内機運転時の異常音・振動点検
 - ・ ガスコックからガス電磁弁接続間のガス漏れ点検
 - ・ ガス電磁弁本体と接続部のガスもれ点検
 - ・ ゼロガバナー本体と接続部のガス漏れ点検
 - ・ ゼロガバナーからミキサー接続間のガス漏れ点検
 - ・ リモコン機能確認
 - ・ 室内機フィルターの点検
 - ・ 室外機・室内機データの確認
 - ・ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条第1項の規定に基づく「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項」（以下「基準」）の定めによる、フロン類に係る定期点検（委託期間の2年目の点検の際に実施）及び必要な記録の作成を行う。この定期点検は、基準の定める「十分な知見を有する者」が行う又は立ち会うこと。

- | | |
|--------------|--|
| 7. 点 検 報 告 | 作業写真及び点検報告書を提出 |
| 8. 安 全 管 理 | 児童、職員等の安全確保には十分留意すること。 |
| 9. 委 託 料 支 払 | 四半期払い（3か月ごと）とする。 |
| 10. そ の 他 | <ul style="list-style-type: none">・ 作業日程及びその他不明な点については、協議の上決定する。・ 委託期間終了の際は、その後の保守点検業務に必要な引継ぎを行うこと。 |